

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

旭市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県旭市

3 地域再生計画の区域

千葉県旭市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、平成7年（1995年）の71,382人をピークに減少し、平成27年（2015年）国勢調査では66,586人、住民基本台帳では2021年1月は64,689人となっている。国立社会保障・人口問題研究所において平成30年（2018年）3月に公表された、平成27年（2015年）国勢調査に基づく人口推計によると、令和7年（2025年）に60,333人となり、令和22年（2040年）には49,874人（平成27年国勢調査人口と比べ約16,700人の減）まで減少すると予測されている。年齢3区分別に人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は、いずれも近年は減少の傾向が強まる一方で、老年人口（65歳以上）は、増加の傾向で推移すると予測されている。特に、老年人口の割合は、生産年齢人口が順次、老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから、今後も増加の傾向にあり、平成27年（2015年）の28.2%（約18,700人）から30年後の令和27年（2045年）には、39.6%（約18,300人）が65歳以上となることが予測されている。

自然動態について、出生・死亡数の推移をみると、平成10年（1998年）以降、毎年、「自然減」が続き、特に、平成14年（2002年）以降は、死亡数が増加する一方、出生数は減少しており、「自然減」が年々拡大している。平成30年（2018年）では、出生396人に対して、死亡898人と、502人の「自然減」となっている。

「合計特殊出生率」をみると、平成29年（2017年）において、本市は全国平均と同じ1.43であり、千葉県、周辺市と比較して高くなっているが、人口を維持する

ための人口置換水準である2.10には大きく及ばない状況となっている。

社会動態について、平成14年（2002年）以降は、平成17年（2005年）、平成27年（2015年）、平成28年（2016年）を除き、「転出超過」となっている。平成30年（2018年）は転入者数1850人に対して、転出者数1861人と、11人の「社会減」となっている。

このまま人口減少が加速すると、経済の停滞や、地域の産業においては後継者不足、地域コミュニティの衰退、本市の財政運営への影響といった様々な課題が生じる恐れがある。

こうした課題に対応し、持続可能な“まち”の実現のためには、旭市で生まれ、育ち、暮らしている市民の誰もが、将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりの視点が重要である。

また、訪れる多くの人たちにも、住んでみたいと感じてもらうためには、旭市の魅力をこれまで以上に発信していく必要がある。

今後のまちづくりには、本市の持つ地域資源である診療圏人口100万人を誇る旭中央病院や県下一盛んな農業とそれを基盤とした商工業、また、豊かな食文化や九十九里浜、屏風ヶ浦、刑部岬といった景勝地や、大原幽学遺跡、2ヶ所の海水浴場、飯岡灯台等を市民の「宝」として、さらに磨きをかけ、最大限に生かしていく。

そのためには、自分たちの住んでいるまちを知り、市民の誰もが旭市に愛着を持ち、相互に支え合う人づくりに取り組み、多くの人に「訪れたい」「住んでみたい」「働いてみたい」「学んでみたい」と感じてもらうことが大切である。

その上で、人や企業が集まる賑わいと希望に満ちたまちを目指す。

本計画において、将来都市像の実現に向けて、以下のとおり戦略的に推進していくための4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実行していく。

基本目標1 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり

産業の振興や新たな雇用の場を創出することで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環の確立を目指す。

基本目標2 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり

結婚・出産から子どもの自立までを総合的に支援し、子どもから高齢者、障がいを持つ人や男女の区分なく誰もが生きがいを持てるまちを目指す。

基本目標 3 ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり

地域の総合力を高め、住みやすい環境づくりを進めるとともに、住んでよかったと思えるまちづくりを目指す。

基本目標 4 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

市民が、生活やライフスタイルの素晴らしさを実感し、生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携して地域を支える仕組みを目指す。

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	農業産出額	582億円	590億円	基本目標 1 (重点戦略 1)
	道の駅「季楽里あさひ」年間売上額	7億 5,200万円	8億円	
	旭市地域職業相談室における就職紹介率 (就職者数／紹介数)	34.1%	34.5%	
イ	年間婚姻数 (出会いの場創出事業)	10件	12件	基本目標 2 (重点戦略 2)
	乳幼児紙おむつ購入券給付件数	857件	880件	
	家庭教育学級生(小1、中1の保護者)の合同学習会(2回)の参加率	46.0%	49.8%	
ウ	ホームページのアクセス件数	900,858 件	1,000,000 件	基本目標 3 (重点戦略 3)

	転入世帯数 (定住促進奨励金交付事業)	42世帯	50世帯	
	幽学の里で米作り交流事業参加者数	1,358人	1,400人	
エ	多職種連携相談件数※	延べ2,764件	延べ3,000件	基本目標4 (重点戦略4)
	老人クラブ会員数	1,744人	1,900人	
	自主防災組織の活動カバー率	61.2%	83.2%	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

旭市まち・ひと・しごと創生推事業

ア 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり事業

イ 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり事業

ウ 人の定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり事業

エ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり事業

② 事業の内容

ア 魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり事業

農業の担い手となる認定農業者等の育成・確保や農用地の効率的な利用、生産力の強化に取り組む。

また、企業のさらなる設備投資の促進や事業拡大を推進するほか、市内企業の市民雇用に対する奨励措置、新規創業者及び事業承継に対する支援などを実施する。

【具体的な取組み】

- ・ 農業経営基盤強化促進事業
- ・ 新規就農総合支援事業
- ・ 道の駅「季楽里あさひ」を活用した交流拠点の形成
- ・ 観光資源創出プロモーション事業
- ・ 地域職業相談室運営支援事業
- ・ 創業支援事業
- ・ 企業誘致等支援事業 等

イ 結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり事業

出産や育児にかかる家庭や親の負担を軽減し、市民が安心して働き、結婚・出産・子育てができる社会環境を整備する。

また、子どもたちが確かな学力、豊かな心、健康と体力を身に付け、成長できるよう、学校・家庭・地域とともに子どもの個性や創造性を伸ばす教育に取り組む。

【具体的な取組み】

- ・ 出会いの場創出事業
- ・ 乳幼児紙おむつ給付事業
- ・ 出産祝金支給事業
- ・ 親と子どもの絆プロジェクト事業
- ・ 家庭教育学級の充実 等

ウ 人の定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり事業

地域に対する市民の愛着を深めるとともに、市の魅力を全国に向けて発信し、交流人口、関係人口の拡大を図り、市内外の人が魅力を感じて移住・定住するような環境を整備する。

【具体的な取組み】

- ・ 観光資源創出プロモーション事業

- ・ふるさと応援寄附推進事業
- ・定住促進奨励金交付事業
- ・幽学の里で米作り交流事業 等

エ 将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり事業

地域医療機関や介護事業所等との連携による地域包括ケアシステムの構築と、元気な高齢者の生きがい活動や社会参加の仕組みづくりを行う。

また、火災や自然災害をはじめとした様々な危機事象への対応力を強化するとともに、普段から備えのできた災害に強いまちづくりを行う。

さらに、地域公共交通の全体的な見直しを行い、利用しやすい公共交通を実現する。

【具体的な取組み】

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・老人クラブ活動促進事業
- ・防災体制強化事業
- ・デマンド交通運行事業 等

なお、詳細は第2期旭市地方版総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,000,000 千円（令和3年度～令和6年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月に設定した数値目標をもとに、実施した施策、事業の効果を外部有識者等の参画により検証し、必要に応じて総合戦略の見直しを行い、PDCAサイクルを確立する。検証後速やかに市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで